

要支援1・2の認定を受けている皆様へ

地域包活支援センターとの契約書が変わります

訪問介護（ヘルパー）と通所介護（デイサービス）が総合事業のサービスになります。

○介護保険法が改正され、今まで全国一律、同じ仕組みで提供していた介護予防サービスのうち、ヘルパーとデイサービスを総合事業のサービスとして提供することとなります。

○介護保険の認定更新時から新制度に変わります。

○新しい制度に変わっても、引き続き、必要なサービスを利用することができます。

○下記のBのみを使う場合は、新しい契約書に変わります。

▼あなたが利用しているサービスを確認しましょう▼

